

アプリを使って感染拡大を防止

厚生労働省が配信している新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOAココア)をスマートフォンにインストールすると、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

また、アプリ利用者は検査の受検など、保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで感染拡大防止につながりますので、ぜひご利用ください。



▲Android版



▲iOS版



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,612	22,106	250	273
松井田地域	6,143	6,397	32	65
合計	27,755	28,503	282	338

合計 56,878人 世帯数 24,716 (令和2年9月末日現在)



お知らせ

国民年金からのお知らせ
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
5年末調整・確定申告まで大切に保管を〜

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには、その年の1月1日から12月31日までに納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。このため、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にコンビニエンスストアで保険料を納付した一部の人は、11月中旬に送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した

場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会や、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

保険料の追納をお勧めします
国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままであとから保険料を納めなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

詳しくは、高崎年金事務所へ相談してください。

保険料を納め忘れた人には電話や訪問による納付のご案内をしています
国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社(株式会社アイヴィジット)が電話や訪問により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関するお問い合わせをお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

問合せ▼
高崎年金事務所国民年金課
(☎027-322-4299)

労働保険は 働く皆さんを守ります
11月は労働保険適用 促進強化期間です

常用・パート・アルバイト労働者など一人でも雇用している事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入が義務づけられています。

まだ加入手続をされていない事業主は、すぐに加入手続をお願いします。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室または、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

問合せ▼
群馬労働局総務部労働保険徴収室
(☎027-896-4734)